

性能規定型雨水枴蓋及び雨水枴蓋 製造業者登録要領

令和6年4月

横浜市下水道河川局

1 適用範囲

この要領は、性能規定型雨水枡蓋及び雨水枡蓋に対し、それぞれの仕様書に基づく製品を製造可能な業者を登録するために、登録手続き及び製品検査の実施要領を規定するものである。

2 製造業者登録の目的

本市が使用する性能規定型雨水枡蓋及び雨水枡蓋は、適正な品質確保が求められる。

よって、この要領に基づいた製品検査を行い、合格した業者を鋳鉄ふた製造業者登録特記仕様書に記載することにより、工事ごとに必要となる材料検査（工場検査）の省略化を図るものである。

3 申請

3.1 製造業者登録の申請

3.1.1 性能規定型雨水枡蓋

性能規定型雨水枡蓋は、当該製品の型式登録が必要となることから、型式登録に合格した業者は製造業者として登録されるものとし、本要領上の申請は不要である。

3.1.2 雨水枡蓋

横浜市雨水枡蓋製造業者登録申請書（第1号様式）に、「4 製品検査 4.1 新規参入時検査」の結果報告書を添付のうえ、本市に提出する。

3.2 登録期間

製造業者登録は、横浜市性能規定型雨水枡蓋仕様書（以下「仕様書（性能）」という）、横浜市雨水枡蓋仕様書（以下「仕様書」という）の変更があるまで有効とする。ただし、「7 製造業者登録の取消し」規定に該当した場合は、登録の取消しを行う。

4 製品検査

4.1 新規参入時検査

雨水枡蓋については、製品の供給を開始する前において、次の定めるとおり新規参入時の検査を行う。

なお、性能規定型雨水枡蓋については、横浜市性能規定型雨水枡蓋型式登録要領に基づく型式登録時検査の合格をもって、新規参入時検査の合格とする。

4.1.1 検査機関及び検査結果の提出

検査は公的機関*において実施し、「3.1 製造業者登録の申請」に基づき、検査状況及び検査結果（公的機関の試験成績書）を本市に書面で提出する。その際、蓋裏面への略号及び設計重量についても資料を添付する。

※ 国または地方公共団体が設置した試験所等を指すが、施設毎の適否判断は個別対応とする。また、試験機関によっては仕様書「7 検査」に示す全ての項目に対する試験成績書の発行が出来ないケースも想定されるため、試験機関の選定を含めて本市と事前協議し、確認のうえで製品検査を実施すること。

4.1.2 供試体

仕様書または仕様書（性能）に基づいて製造された蓋の中から3枚を準備し、その内の1枚について検査を行う。

材質試験については、JIS G 5502（球状黒鉛鋳鉄品）に規定された供試材のY形B号を蓋と同一条件で予備を含め3枚鋳造する。そのうちの1枚を仕様書または仕様書（性能）に規定された通りに仕上げ・採取し、試験片とする。

4.1.3 検査

- (1) 外観および形状検査
外観および形状検査の検査は、仕様書「6.1外観および形状」に基づき試験を行い、仕様書「2.1外観」及び「3.2形状及び寸法」の規定に適合すれば合格とする。
- (2) 荷重たわみ検査
荷重たわみ検査は、仕様書「6.2 荷重たわみ試験」を行い、仕様書「2.2 荷重強さ」の規定に適合すれば合格とする。
- (3) 耐荷重検査
耐荷重の検査は、仕様書「6.3 耐荷重試験」を行い、仕様書「2.2 荷重強さ」の規定に合格すれば合格とする。
- (4) 寸法検査
寸法の検査は、仕様書「6.4 寸法」の試験を行い、仕様書「3.2 形状及び寸法」の規定に適合すれば合格とする。
- (5) 材質検査
材質の検査は、仕様書「6.5 材質試験」を行い、仕様書「4 材質」の規定に適合すれば合格とする。
- (6) 再検査
上記検査で不合格となった場合は、その項目について再検査を行うことができる。再検査は、(1) 外観および形状検査から(4) 寸法検査までは、不合格となった項目について2枚（準備した3枚の残2枚）行い、2枚とも合格すれば合格とする。
(5) 材質検査については、不合格となった項目について、準備した残りの試験片2枚（準備した3枚の残2枚）行い、2枚とも合格すれば合格とする。

4.2 供給開始後の品質確認検査

型式登録試験または新規参入時試験に合格し、製造業者としての登録完了後、製品の供給が開始されたら、製造業者は品質管理として「4.2.1 製造工程検査」及び「4.2.2 定期確認検査」を実施し、結果を本市へ報告しなければならない。

4.2.1 製造工程検査

製品の品質確認のため、表4.2.1に示す項目について、製造業者の責任における製造工程の自主検査を行うこと。

4.2.1.1 検査項目

表 4.2.1 - (1) 性能規定型雨水桝蓋 製造工程検査

検査項目	検査ロットの大きさ	検査方法
外観及び形状検査	全数検査	仕様書（性能）7.1
荷重たわみ検査	1箇月生産数を1ロット	仕様書（性能）7.2
耐荷重検査	1箇月生産数を1ロット	仕様書（性能）7.3
寸法検査	50個またはその端数	仕様書（性能）7.4
材質検査	JIS G 5502 ※ 腐食試験は1ヶ月生産数を1ロットとする	仕様書（性能）7.5

表 4.2.1 - (2) 雨水柵蓋 製造工程検査

検査項目	検査ロットの 大きさ	検査方法
外観及び 形状検査	全数検査	仕様書6.1
荷重たわみ 検査	1 箇年生産数を1 ロット	仕様書6.2
耐荷重検査	1 箇年生産数を1 ロット	仕様書6.3
寸法検査	1箇月生産数を1 ロット	仕様書6.4
材質検査	1箇月生産数を1 ロット	仕様書6.5

※ 外観及び形状検査、寸法検査、材質検査については、製造実績のある月毎に検査結果を取りまとめるものとする。

※ 荷重たわみ検査並びに耐荷重検査については、製造月数に関わらず年1回実施する。

4.2.1.2 検査結果の報告

検査結果については、年1回（年度末）本市に報告すること。

4.2.2 定期確認検査

新規参入より3年以内（以降、3年毎）の年度末、定期確認検査を実施するものとする。

なお、本市の「下水道用マンホール鋳鉄ふた工場登録」を有する製造業者においては、当該工場登録の更新時（3年毎）に合わせて定期確認を実施する。

4.2.2.1 検査機関及び検査結果の提出

検査は公的機関^{*}又は本市職員の立会いのもとで行い、検査状況及び検査結果を書面で提出すること。なお、公的機関については、「4.1.1 検査機関及び検査結果の提出」を参照すること。

4.2.2.2 供試体

性能規定型雨水柵蓋、雨水柵蓋ともに「4.1.2 供試体」を参照すること。

4.2.2.3 検査

定期確認検査は、表4.2.2に示した項目について実施し、不合格となった場合は登録の取消しを行う。

表 4.2.2 定期確認検査

検査項目	検査方法	
	性能規定型雨水柵蓋	雨水柵蓋
① 荷重たわみ 検査	仕様書（性能）7.2	仕様書6.2
② 耐荷重検査	仕様書（性能）7.3	仕様書6.3
③ 寸法検査	仕様書（性能）7.4	仕様書6.4
④ 材質検査	仕様書（性能）7.5	仕様書6.5

4.2.2.4 再検査

性能規定型雨水柵蓋、雨水柵蓋ともに4.1.3（6）再検査の項目に準じる。

5 鋳鉄ふた製造業者登録特記仕様書への記載

「3.1 製造業者登録の申請」において、「4.1.3 検査」の項目に示す検査結果により本市が合格と判断した場合、横浜市性能規定型雨水柵蓋及び雨水柵蓋製造業者登録書（第2号様式）を発行するものとし、鋳鉄ふた製造業者登録特記仕様書に登録、記載する。

不合格と判断した場合は、その理由を記した横浜市性能規定型雨水柵蓋及び雨水柵蓋製造業者登録不合格通知書を発行する。

6 製品の納入

製品納入の際には、品質管理書類として製造業者による品質証明書を添えなければならない。

7 製造業者登録の取消し

7.1 再検査

本要領に基づき登録された製品は、「4 製品検査」に規定された「再検査」の項目に基づき、検査項目の全部または本市が指定した一部の検査項目、並びに本市が必要と認めた検査について再検査を実施することができる。この再検査で不合格となった場合は登録の取消しを行う。なお、再検査は本市に納入された製品により行う場合がある。

7.2 不正行為及び重大な瑕疵等

申請内容に虚偽があった場合、または納品された製品に重大な瑕疵や不正行為が認められた場合は、再検査をすることなく登録の取消しを行う。

7.3 型式登録の抹消

性能規定型雨水柵蓋は、当該製品の型式登録が取り消された場合、製造業者登録についても登録の取消しを行う。

7.4 製造の中止

製造業者の都合により製品製造を中止する場合は、事前に本市へ申し出ること。その際、在庫品の取り扱い等については本市と協議のうえ、指示に従うものとする。

8 検査費用

検査及び再検査に供する製品・供試材等材料費など検査に関する費用については、製造業者の負担とする。

9 疑義

本要領に定めのない事項及び本要領に定める事項について疑義が生じた場合は、別途協議して定めるものとする。

附 則

- 1 本要領は令和2年9月1日から適用する。
- 2 本要領は令和6年4月1日から適用する。